



特記事項

ガス供給業者名 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
ガス供給業者名 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
ガス供給業者名 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
ガス供給業者名 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

5 販売主・責任者氏名 \_\_\_\_\_

高圧ガス販売主任者については、別紙で届出ます。

6 容器管理台帳の様式（別紙）

7 販売台帳の様式（別紙）

8 周知の方法（様式は別途添付します。）

Blank box for additional information.

9 300m<sup>3</sup>未満の高圧ガスを貯蔵する容器置場を所有又は占有する場合

ア 貯蔵する高圧ガスの種類及び量

	可燃性ガス	可燃性 毒性ガス	毒性ガス	酸素	
最大貯蔵量	m <sup>3</sup> ・kg	m <sup>3</sup> ・kg	m <sup>3</sup> ・kg	m <sup>3</sup> ・kg	
	特定不活性 ガス	特殊高圧 ガス	第1種ガス	その他の ガス	合計
最大貯蔵量	m <sup>3</sup> ・kg				

(圧縮ガス1m<sup>3</sup>をもって液化ガス10kgと換算します。)

イ 容器置場の構造等

- a 可燃性ガス又は毒性ガスにあつては通風の措置
- b 充填容器と残ガス容器の区分の措置
- c 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の区分の措置
- d 不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）、空気を除く容器置場の周囲2m以内の火気の使用禁止、かつ、引火性又は発火性の存置禁止の措置
- e 充填容器等を温度40℃以下に保つ措置
- f 充填容器等（内容積5L以下のものを除く。）の転倒転落を防止する措置
- g 容器置場の床面積1m<sup>2</sup>につき毎分2L以上の水量を20分以上連続して放水できる散水装置の設置（可燃性ガス等及び酸素100m<sup>3</sup>以上を貯蔵する場合に限る。（神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針））
- h 容器置場の周囲20m以内への消火器の設置（毒ガスを貯蔵する場合に限る。（神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針））